

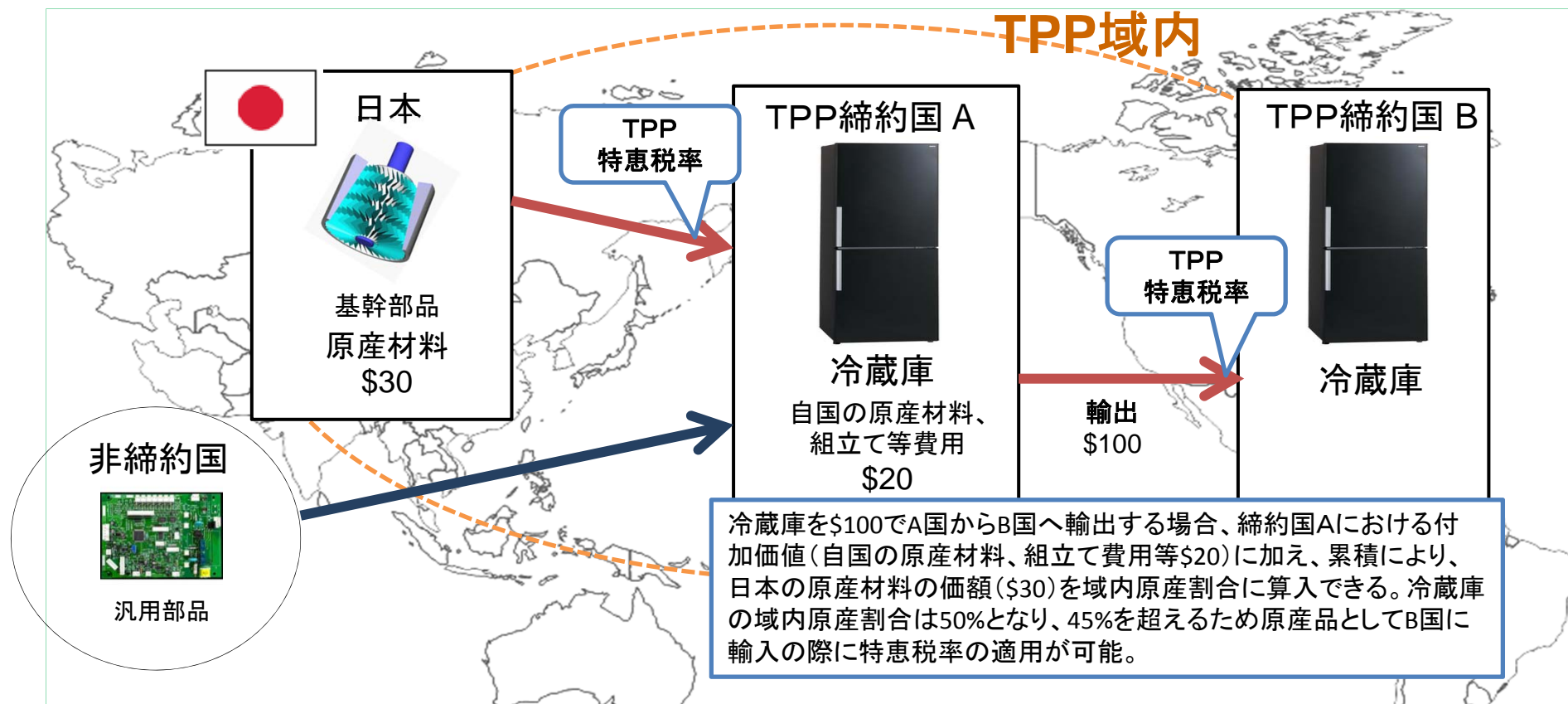
TPP原産地規則について ～輸出の観点から～

2016年4月
財務省関税局・税関

TPPの累積～輸出の観点から～

OTPPにおいては、複数の締約国間で相互に累積が認められる。

(例) 冷蔵庫の原産地規則が「域内原産割合45%」の場合(数値・図はイメージ)



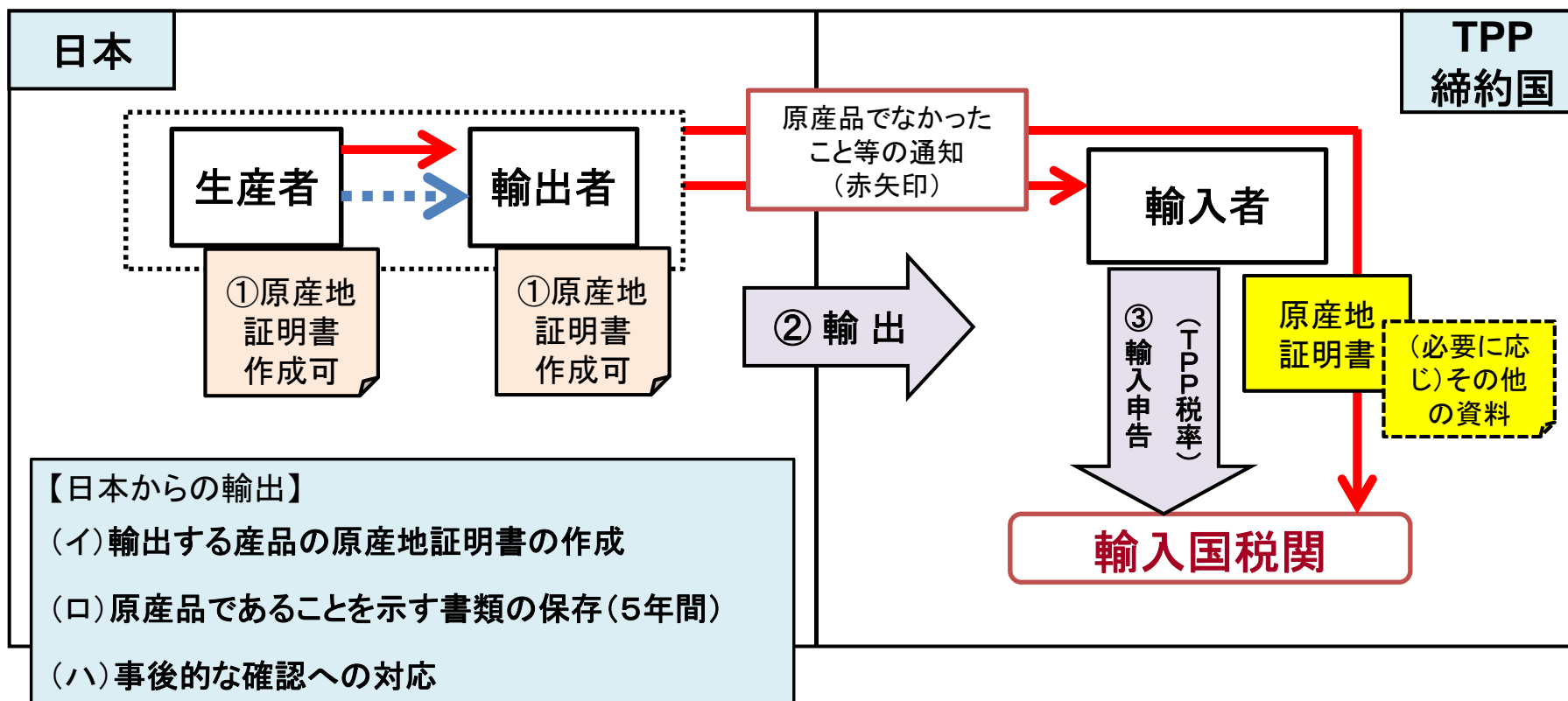
✓ A国とB国の間で二国間FTAに基づく累積しかない場合、A国の生産に原産材料を供給するには、A国に生産拠点を移す必要があったが、TPPの累積により日本からの原産材料は締約国Aの原産材料とみなされるため、日本から原産材料を供給できる。

⇒ 日本に居ながらにして海外展開が可能: TPP域外の同業他社に対する優位性

TPPの自己申告制度（日本からの輸出）

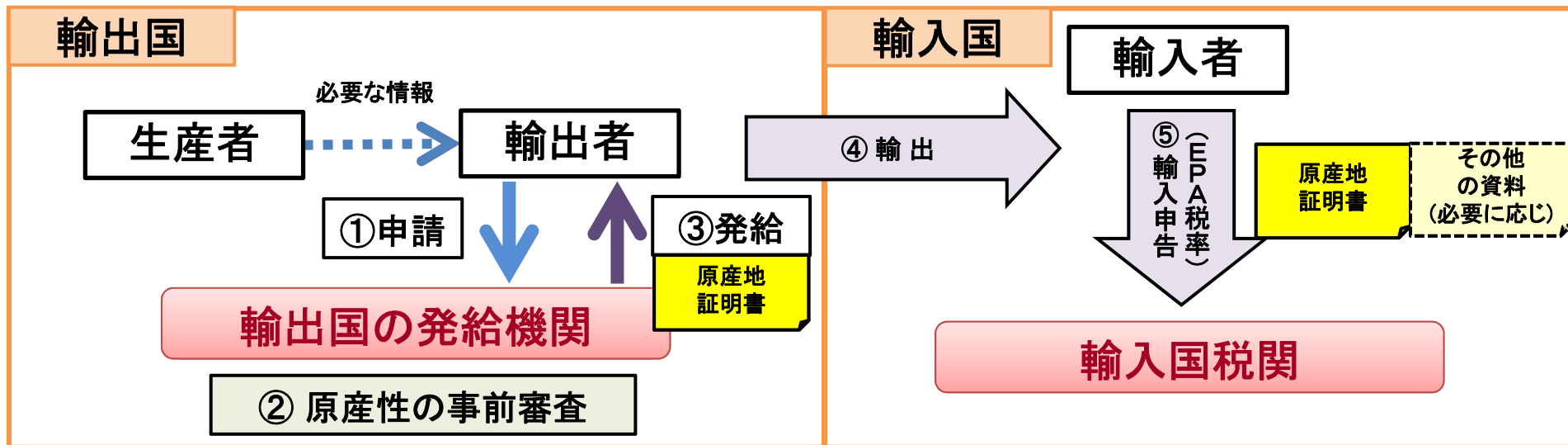
◆ 輸出者又は生産者は、我が国から輸出しようとする產品が原產品であることを示す輸出者又は生産者が有する情報に基づいて、原産地証明書を作成できる。

(※)原産地証明書を作成した輸出者、生産者が原產品でなかったことを知った場合には、原産地証明書を提供した者にその旨を通知しなければならない。

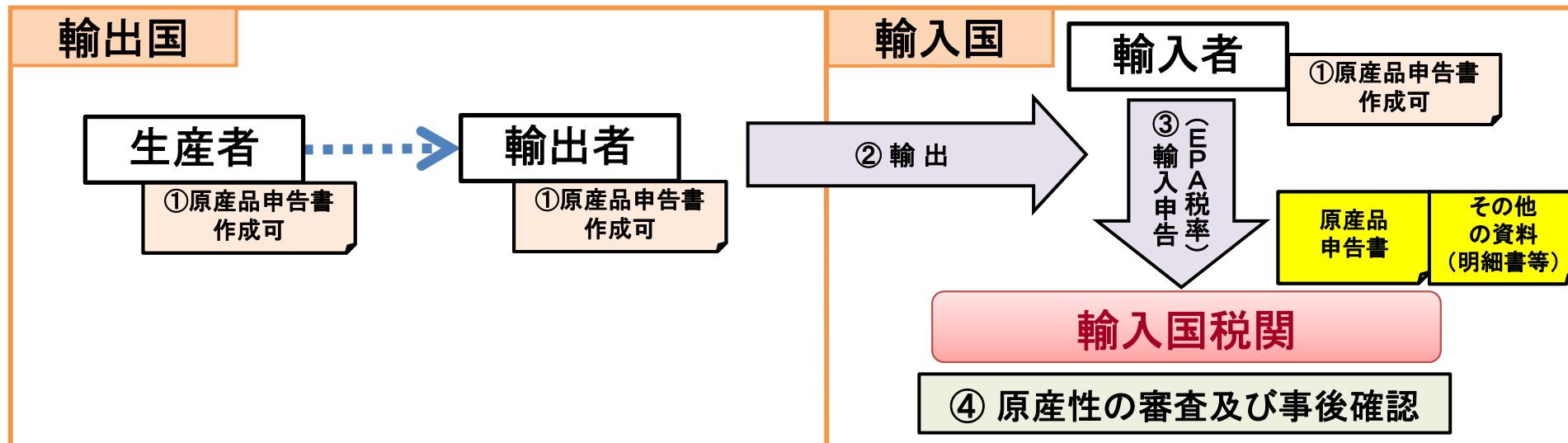


「第三者証明制度」と「自己申告制度」との比較

【第三者証明制度】



【自己申告制度】



TPP原産地証明書の作成(日本からの輸出)

- ◆ TPP原産地証明書は、**輸出者、生産者又は輸入者のいずれかが作成可能。**
- ◆ TPPで**決まった様式はないが、必要的記載事項を含む必要がある。**
- ◆ 英語で作成する。

必要的記載事項(第三章(原産地規則章)附属書三-B)

- ・ 証明者が輸出者、生産者又は輸入者のいずれであるか
- ・ 証明者、輸出者(※1)、生産者(※2)の氏名、住所、電子メールアドレス及び電話番号
 (※1)生産者が証明書を作成する場合であって輸出者が分からない場合は記載不要。
 (※2)生産者が証明者又は輸出者と異なる場合に記載。生産者に係る情報の秘密保持を希望するものは、「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」と記載することが認められる。
- ・ 判明している場合には、輸入者の氏名、住所、電子メールアドレス及び電話番号
- ・ 製品の品名及び統一システムの関税分類(六桁まで)
- ・ 判明している場合には、インボイスの番号
- ・ 適用する原産性の基準
- ・ 署名、日付、及び「製品が原産品であること等」の定型誓約文の付記

Customs form C No 5292-3

Origin Certification Document
(Australia-Japan Economic Partnership Agreement)

1. Exporter's or Producer's Name and Address			
No.	2. Description of goods: Description of goods including number and kind of packages, marks and numbers on packages, weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m ³ , etc.), invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonized System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WO, PE, PSH) and Other information, if applicable
5. Other (any other applicable origin criteria or other indicators)			
<input type="checkbox"/> Non-judicial invoice			

6. Certification
I, the undersigned, declare that the goods described in Box 2 meet all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership and where (as) originating goods under the Agreement.

Date _____

Name _____ (signature or stamp)

Address _____

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:
 Importer Exporter Producer

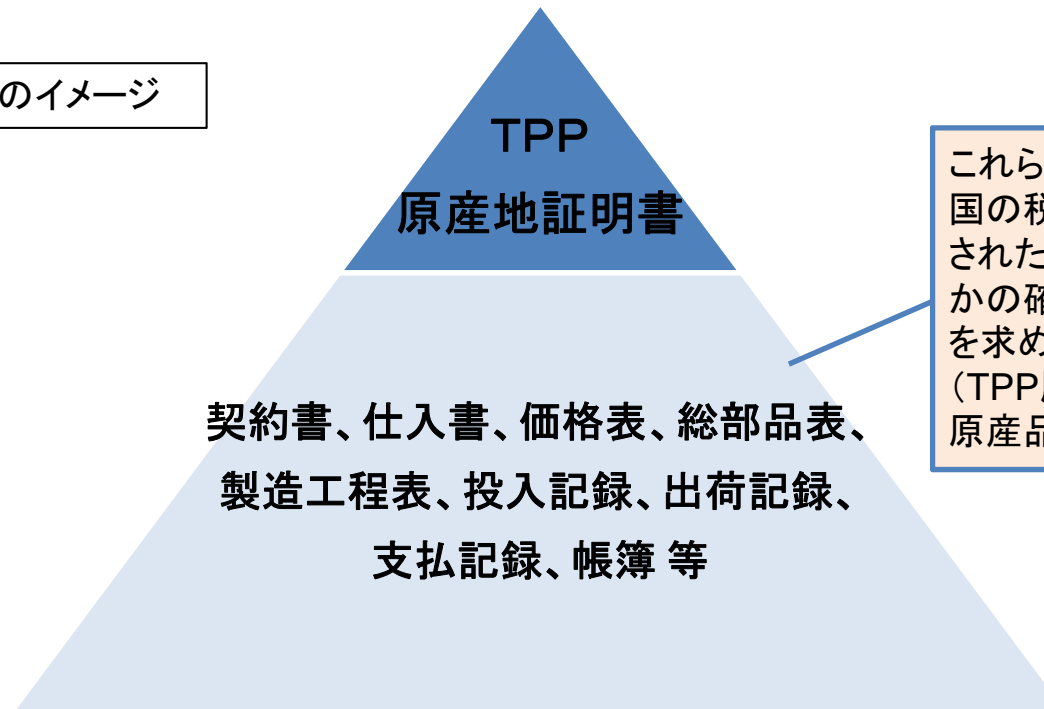
日豪経済連携協定
における様式(例)

書類の保存(日本からの輸出)

書類の保存

- 原産地証明書を作成した生産者又は輸出者は、作成の日から5年間、産品が原産品であることを示すために必要な全ての記録を保管する。
- 保存する書類は、産品の原産性を判断し、原産地証明書を作成する際に用いた資料。具体的には、契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程表等。

保存書類のイメージ



これらの書類は、輸出相手国(輸入国の税関)による事後的な確認(輸出された産品が原産品であったかどうかの確認)の際、その写し等の提供を求められる場合がある。
(TPP原産地規則章 第三・二十七条 原産品であることの確認)

(参考)原産地証明書を作成する際に用いる資料(保存する資料)は、第三者証明制度において発給当局(我が国の場合日本商工会議所)に対し原産地証明書の発給を求める際に必要となる資料と同等。第三者証明制度において保存すべき資料の具体例は下記を参照。

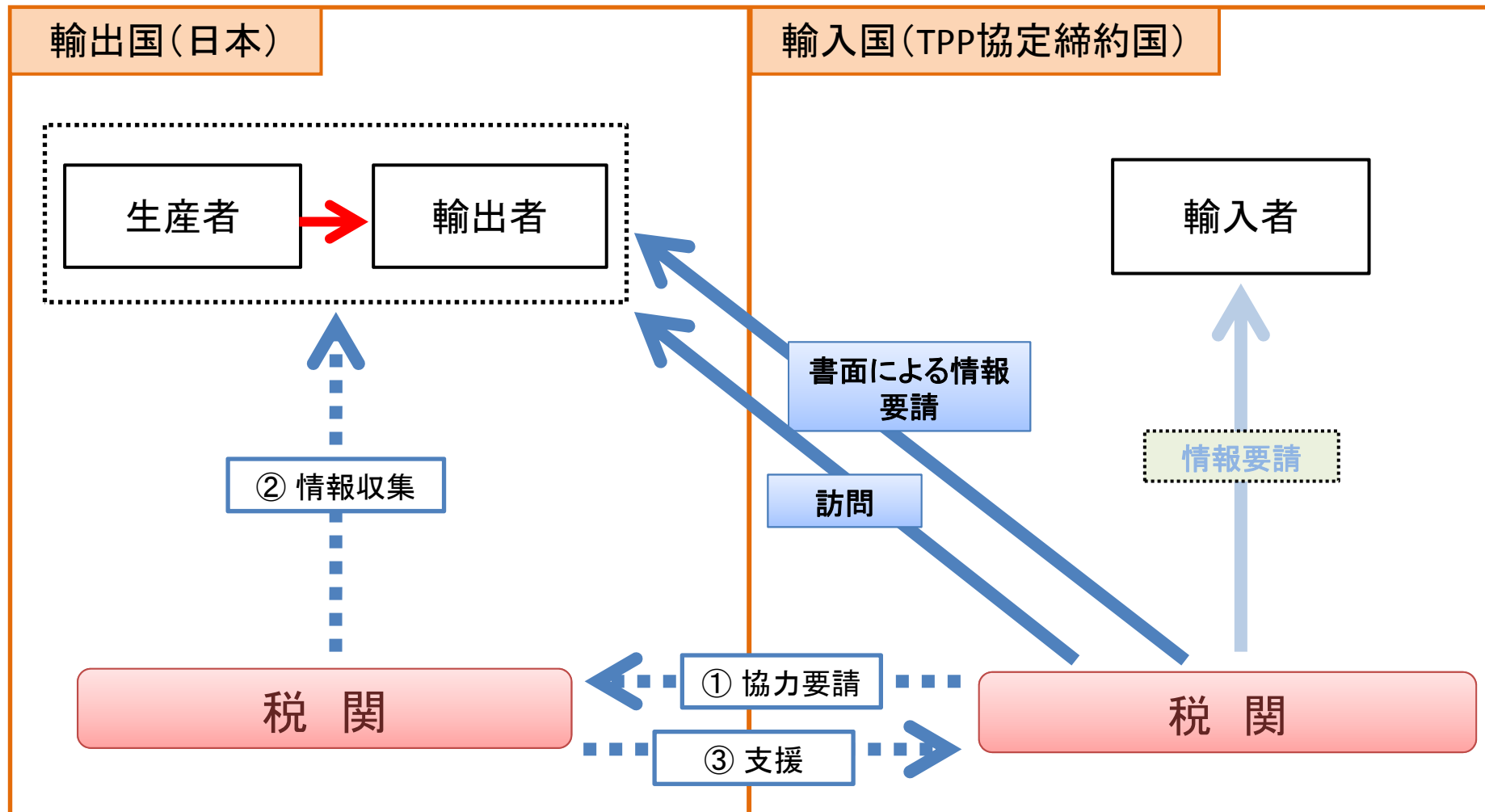
「原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示」(経済産業省原産地証明室)

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline.pdf

TPPの事後的な確認の手續(日本からの輸出)

- ◆ 日本から輸出した貨物が原産品であったかどうかについて、輸出相手国(輸入国の税関)が、事後的に、我が国の輸出者又は生産者に対して確認をすることがある。(書面による情報提供の要請、又は施設(事務所や工場等)への訪問による。)

(※)輸入締約国から協力要請があった場合には、輸出国の税関が情報収集を行う等の確認の支援を行うこともある(下図①、②、③)。

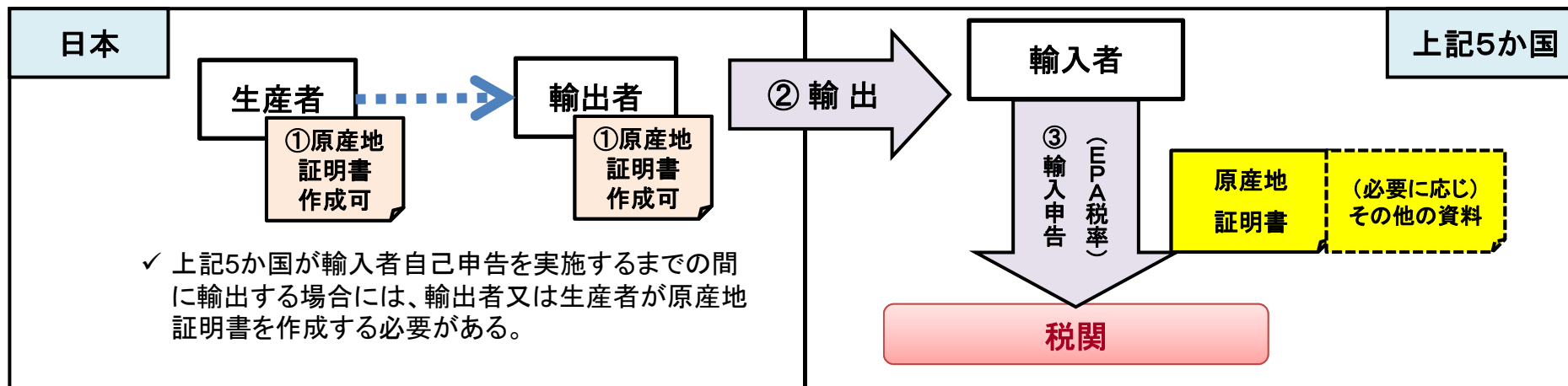


TPPにおける自己申告制度の例外①

輸入者による自己申告実施の猶予(最長5年間)

- 輸入者による自己申告について、**ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー、ベトナム**は、これらの締約国それぞれにおいてTPPが効力を生じる日から5年以内に実施する(第三・二十条第1項・注2)。
- これらのTPP締約国が、輸入者による自己申告を実施するまでの間は、これらの国でTPP税率の適用を求める場合には、製品の輸出者又は生産者がTPP原産であることを示す必要がある(輸入者による自己申告はできない)。

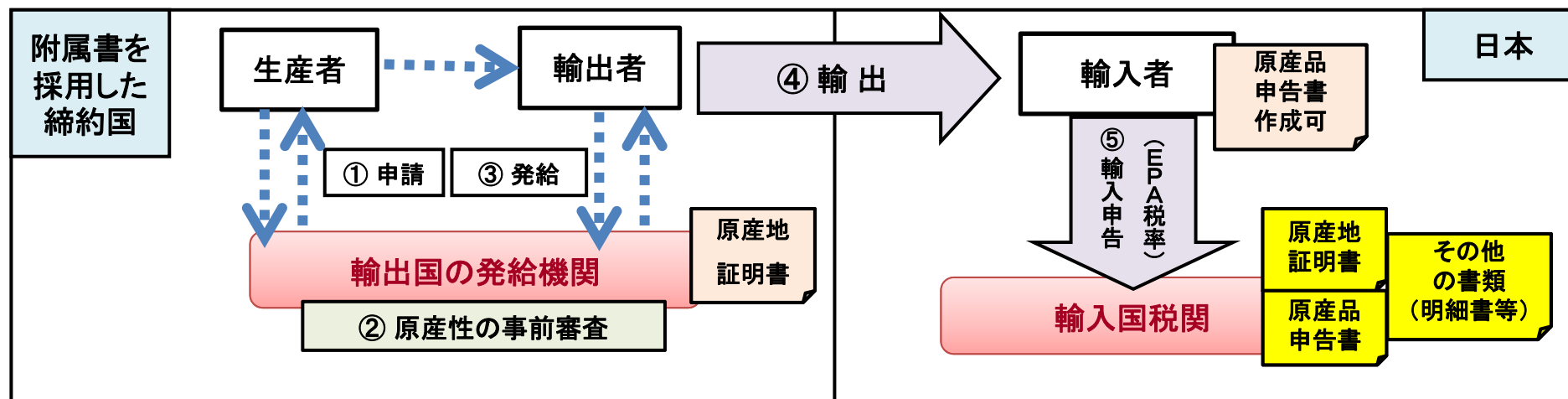
※日本から輸出する場合



TPPにおける自己申告制度の例外②

附属書三-A

- 原産地規則章「附属書三-A」は、輸出国は、自国から輸出される製品の原産地証明について、①自国の権限のある当局(原産地証明書発給機関)又は②自国の政府が認定した輸出者(認定輸出者)のいずれかが作成するものであることを要求することができる。と規定。
- 「附属書三-A」を採用する締約国は、最長で10年間、輸出について上記の要求ができるが、同附属書は、TPP発効後12年を超えて適用することはできない時限的なもの。



- ✓ 附属書三-Aを採用した締約国から輸出された製品であっても、輸入国(日本)において輸入者が原産品申告書を作成することが可能。
- ✓ 附属書三-Aを採用した締約国において発給された原産地証明書に基づいて輸入申告を行う際にも、原産品であることを明らかにする書類(明細書等)の提出が必要。